

# 第1章 計画の目的と位置づけ



## 1 計画改定の背景と目的

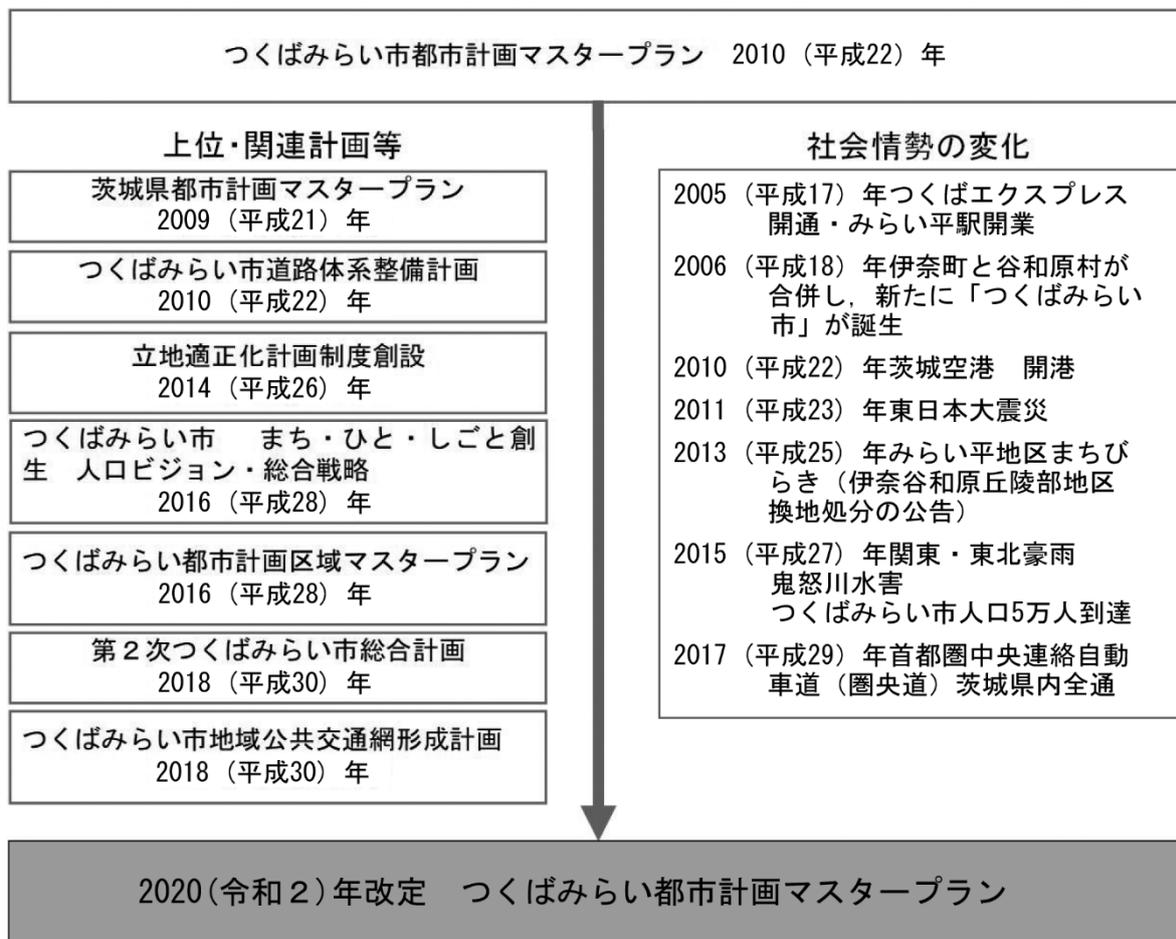
本市は茨城県の南西部、都心から40km圏に位置しています。東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接しており、市域面積は79.16km<sup>2</sup>（東西約10km、南北は約12km、標高約5～24m）となっています。2006（平成18）年3月、伊奈町と谷和原村が合併し、「つくばみらい市」が誕生しました。

茨城県都市計画マスタープランでは、栃木・埼玉との連携する県際連携都市群として位置づけられています。

2010（平成22）年に「つくばみらい市都市計画マスタープラン」（現行計画）の策定から、上位計画となる「つくばみらい市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略 2016年」や「第2次つくばみらい市総合計画 2018年」が策定されました。全国的には人口が減少に転じ、少子高齢化が進展するなどの大きな変化とともに、地球環境問題への対応や東日本大震災（2011（平成23）年）や関東・東北豪雨鬼怒川災害（2015（平成27）年）を契機とする防災意識の高まりなど、社会情勢は大きく変化しています。

これらの動向に対応し、将来に向けて新たな都市づくりを進めるため、上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」に即し、関連する「茨城県都市計画マスタープラン 2009年」と整合を図りつつ、本計画の改定を行うものです。

### 【改定の背景】



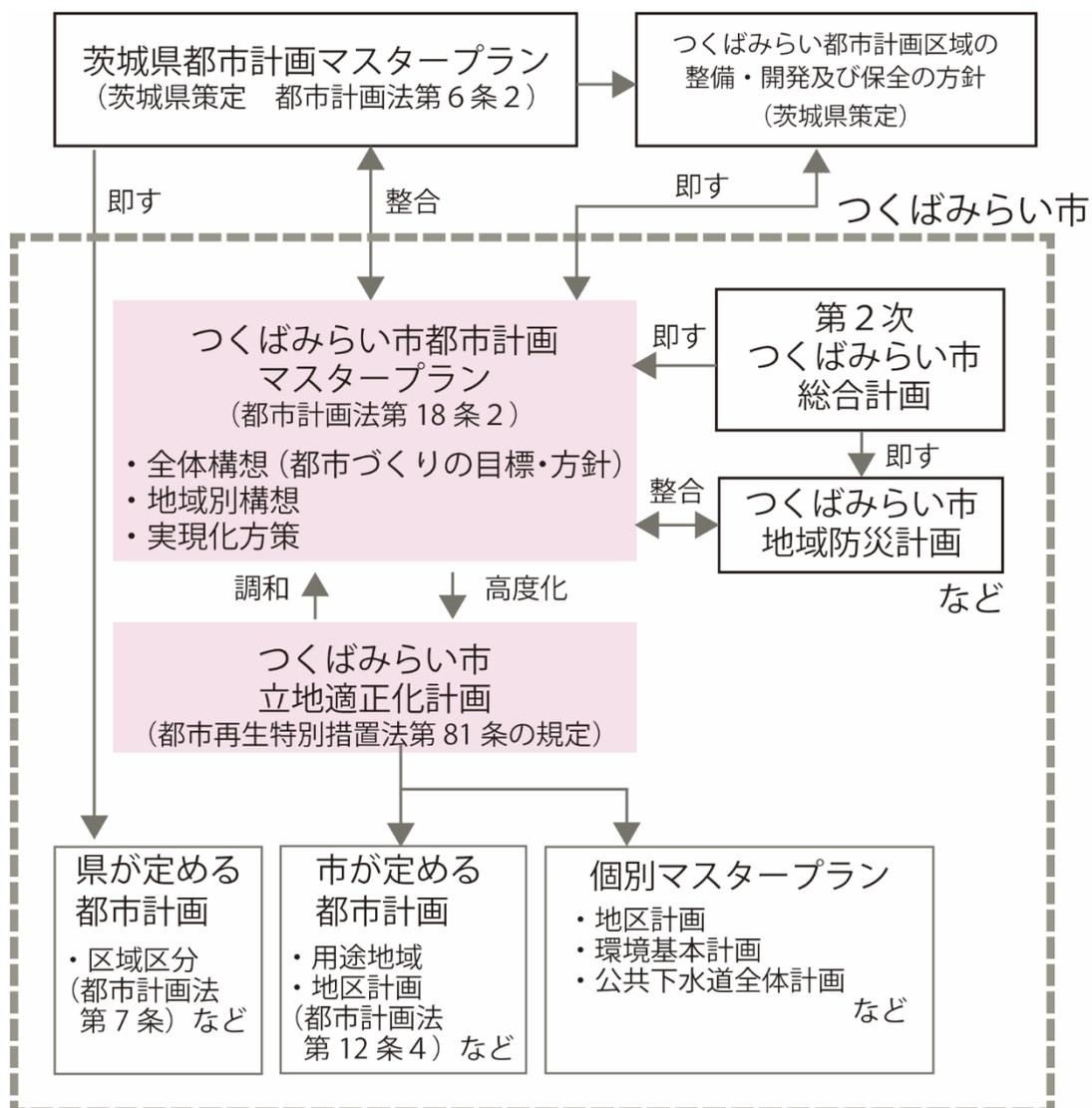
## 2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定されている各市町村の都市計画に関する基本的な方針を明らかにするために策定する計画であり、今回、改定を図る「つくばみらい市都市計画マスタープラン」では、過年度の計画の実績と課題を評価し、「第2次つくばみらい市総合計画」に掲げる将来像を踏まえ、本市の都市づくり（都市計画等）にむけた基本的な方向を示します。

本計画は、茨城県による「茨城県都市計画マスタープラン」や「つくばみらい都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」等との整合のもと、社会経済情勢の変化や時代の潮流等を踏まえた策定を図ります。

個別のマスタープランや市の定める都市計画などは、今回改定する「つくばみらい市都市計画マスタープラン」に即して定めます。

### 【都市計画マスタープランの位置づけ】



### 3 計画の構成と目標年次

#### 第1章 計画の目的と位置づけ

- 1 計画改定の背景と目的
- 2 都市計画マスタープランの位置づけ
- 3 計画の構成と目標年次

#### 第2章 都市づくりの諸条件の整理

- 1 前提条件の整理  
広域及び上位・関連計画等  
市の新たな役割
- 2 現況の整理  
市の概況  
都市計画及び都市施設等
- 3 住民意向の把握  
市民アンケートの実施  
まちづくりワークショップの実施
- 4 都市づくりの課題の整理  
都市全体の課題  
地域別の課題

#### 第3章 全体構想

- 1 都市づくりの理念と目標  
都市づくりの基本理念  
将来都市像と都市づくりの目標  
都市づくりのフレームワーク  
将来都市構造
- 2 分野別都市づくりの方針  
都市と自然が調和する土地利用の方針  
にぎわいと活力のある市街地整備の方針  
都市の発展を支える都市施設整備の方針  
安心で安全、やさしさのある都市環境形成方針  
地域の個性を大切にする景観の形成方針

#### 第4章 地域別構想

- 1 小絹地域  
地域づくりの背景  
地域の将来像と地域づくりの目標  
地域の都市づくりの方針
- 2 田園地域  
地域づくりの背景  
地域の将来像と地域づくりの目標  
地域の都市づくりの方針
- 3 丘陵地域  
地域づくりの背景  
地域の将来像と地域づくりの目標  
地域の都市づくりの方針

#### 第5章 実現化方策

- 1 実現化方策の枠組み
- 2 市民参加のまちづくりの推進  
都市づくりへの市民参加の取組  
まちの活性化への取組  
安全・安心なまちづくりへの取組
- 3 都市づくりにおける官民連携  
官・民の特性を活かした都市づくり  
官民連携による都市づくりの検討  
都市づくりに官民連携を活かした事例
- 4 実現化に向けた方向性と事業・制度

## 〈目標年次〉

都市計画運用指針においては、「都市計画区域マスタープランにおいては、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められることが望ましい。」としています。併せて、本市の基本的なまちづくりを定めた「第2次つくばみらい市総合計画」の基本構想では、「2018（平成 30）年度～2027（令和 9）年度の 10 年間」を計画期間としています。

本計画においては、都市計画マスタープランの役割である「都市の発展の動向，都市計画区域における人口，産業の現状及び将来の見通し等を勘案して，中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにし，当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの」から，その計画期間を 2020（令和 2）年度から 2040（令和 22）年度の 20 年間とし，目標年次を 2040（令和 22）年度とします。

### 【目標年次】

